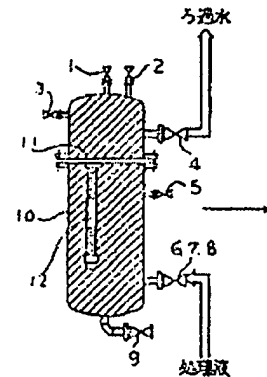


METHOD FOR BACKWASHING HOLLOW YARN FILTER**Publication number:** JP62163708**Publication date:** 1987-07-20**Inventor:** MARUYAMA SHINSAKU; INO TAKAO; OKUBO KAZUO**Applicant:** EBARA CORP**Classification:****- International:** G21F9/06; B01D63/02; G21C19/30; G21C19/307; G21F9/00; G21F9/06; B01D63/02; G21C19/28; G21F9/00PC1-7; B01D13/00; B01D13/01; G21C19/30; G21F9/06**- European:****Application number:** JP19860003415 19860113**Priority number(s):** JP19860003415 19860113

Report a data error here

Abstract of JP62163708

PURPOSE:To prolong the life of a hollow yarn membrane by incorporating a scrubbing stage in succession to backwashing by compressed air, and effectively removing the suspended matter deposited on the hollow yarn membrane and which is difficult to release. **CONSTITUTION:**When the hollow yarn membrane filter for filtering radio-active waste liq. or condensate is backwashed, a dome drain valve 3 and a compressed air valve 2 are opened to discharge the liq. in the dome. Then only the valve 3 is closed, a backwashing discharge valve 9 is opened, and the liq. is discharged at a stretch to the height of a tube plate 11. The valve 9 is then closed, water is supplied and filled to a height under the tube plate by opening the valve 3, a tube plate vent valve 5, and a water inlet valve 7, the valve 5 is closed to fill the water to a dome drain port, the valves 3 and 7 are closed and an air scrubbing valve 8 and the valves 5 and 2 are opened to carry out air scrubbing, the valve 2 is closed, and air scrubbing is continued. The valve 5 is closed and the valve 9 is opened to discharge the liq. contg. suspended matter, and the valve 8 is closed and the valve 3 is opened to resume the filtration.



Data supplied from the esp@cenet database - Worldwide

⑩ 日本国特許庁 (JP)

⑪ 特許出願公開

⑫ 公開特許公報 (A)

昭62-163708

⑬ Int. Cl. 4	識別記号	庁内整理番号	⑭ 公開
B 01 D 13/00	1 0 2	G-8014-4D	昭和62年(1987)7月20日
13/01		8014-4D	
G 21 C 19/30		D-7324-2G	
G 21 F 9/06		C-8406-2G	審査請求 未請求 発明の数 2 (全6頁)

⑮ 発明の名称 中空糸フィルタの逆洗方法

⑯ 特 願 昭61-3415

⑰ 出 願 昭61(1986)1月13日

⑱ 発 明 者	丸 山 真 策	東京都大田区羽田旭町11番1号	株式会社荏原製作所内
⑲ 発 明 者	猪 野 隆 夫	東京都大田区羽田旭町11番1号	株式会社荏原製作所内
⑳ 発 明 者	大 久 保 和 雄	東京都大田区羽田旭町11番1号	株式会社荏原製作所内
㉑ 出 願 人	株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11番1号	
㉒ 代 理 人	弁理士 中 本 宏	外 2 名	

明 細 書

1 発明の名称

中空糸膜フィルタの逆洗方法

2 特許請求の範囲

1. 放射性廃液又は復水の全量を中空糸膜の外側から内側に通すことにより放射性廃液又は復水中に含有されている懸濁物を河過する方法において、次の(A)から(D)の工程を順次行うことを特徴とする中空糸膜の逆洗方法。

(A) 放射性廃液又は復水を中空糸膜河過器

(10) に供給して河過する工程 (工程 1)

において差圧が所定の圧力に達した後河過

を停止する工程 (工程 2) 及びその後ドーム

ドレン弁 (3) 及び加圧空気弁 (2) を

開きドームドレンを行う工程 (工程 3)

(B) ドームドレン弁 (3) を閉じて加圧空気

によるドームの加圧を行う工程 (工程 4)

(C) 逆洗排出弁 9 を開き、管板 11 もしくは

管板 11 の下部まで空気圧により廃液を排

出する工程 (工程 5)

(D) 加圧空気弁 2 及び逆洗排出弁 9 を閉じ、管板ベント弁 5、ドームドレン弁 3 及び水入口弁 7 を開いて管板下まで液張りを行う工程 (工程 6)

(E) 管板ベント弁 5 を閉じてドームドレン口もしくはドームドレン口の下部まで液張りを行なり工程 (工程 7)

(F) ドームドレン弁 3 及び水入口弁 7 を閉じ、空気スクラッピング弁 8、管板ベント弁 5 及び加圧空気弁 2 を開いて管板上の液を押し出しながら液位が管板に達するまで空気スクラッピングを行う工程 (工程 8)

(G) 加圧空気弁 2 を閉じ管板下の液中に空気を送りながらスクラッピングを続行する工程 (工程 9)

(H) 管板ベント弁 5 を閉じ逆洗排出弁 9 を開いて管板下の廃液を強制的に排出する工程 (工程 10)

(I) 空気スクラッピング弁 8 を閉じ、ドームドレン弁を開いてフィルタ内の圧力を開放す

る工程(工程19)

- (D) 逆洗排出弁9を閉じ管板ベント弁5、水入口弁7を開いて管板下まで液張りする工程(工程20)
- (E) 管板ベント弁5及びドームドレン弁3を閉じ、ベント弁1を開けて上部胴を清水液張りする工程(工程21)
- (F) 清水後ベント弁1及び水入口弁7を閉じて停止状態とする工程(工程22)
2. 放射性廃液又は復水の全量を中空糸膜の外側から内側に通すことにより放射性廃液又は復水中に含有されている懸濁物を透過する方法であつて、次の(A)から(F)の工程を順次行い方法において、工程GとHの間に、AからFの工程を1組とし、該工程を1組以上組み込むことを特徴とする中空糸膜の逆洗方法。
- (A) 放射性廃液又は復水を中空糸膜透過器(10)に供給して透過する工程(工程1)
- において差圧が所定の圧力に達した後透過を停止する工程(工程2)及びその後ドームドレン弁(3)及び加圧空気弁(2)を開きドームドレンを押出す工程(工程3)
- (B) ドームドレン弁(3)を閉じて加圧空気によるドームの加圧を行う工程(工程4)
- (C) 逆洗排出弁9を開き、管板11もしくは管板11の下部まで空気圧により廃液を排出する工程(工程5)
- (D) 加圧空気弁2及び逆洗排出弁9を閉じ、管板ベント弁5、ドームドレン弁3及び水入口弁7を開いて管板下まで液張りを行う工程(工程6)
- (E) 管板ベント弁5を閉じてドームドレン口もしくはドームドレン口の下部まで液張りを行なう工程(工程7)
- (F) ドームドレン弁3及び水入口弁7を閉じ、空気スクラッピング弁8、管板ベント弁5及び加圧空気弁2を開いて管板上の液を押し出しながら液位が管板に達するまで空気スクラッピングを行う工程(工程8)
- (G) 加圧空気弁2を閉じ管板下の液中に空気

を送りながらスクラッピングを続行する工程(工程9)

- (H) 管板ベント弁5を閉じ逆洗排出弁9を開いて管板下の廃液を強制的に排出する工程(工程10)
- (I) 空気スクラッピング弁8を閉じ、ドームドレン弁を開いてフィルタ内の圧力を開放する工程(工程11)
- (J) 逆洗排出弁9を閉じ管板ベント弁5、水入口弁7を開いて管板下まで液張りする工程(工程20)
- (K) 管板ベント弁5及びドームドレン弁3を閉じ、ベント弁1を開けて上部胴を清水液張りする工程(工程21)
- (L) 清水後ベント弁1及び水入口弁7を閉じて停止状態とする工程(工程22)
- (M) 空気スクラッピング弁8を閉じドームドレン弁3及び水入口弁7を開いて管板下まで液張りを行う工程(工程10)
- (N) 管板ドレン弁5を閉じてドームドレン口

もしくはドームドレン口の下部まで液張りを行う工程(工程11)

- (O) ドームドレン弁3及び水入口弁7を閉じ、加圧空気弁2を開けて加圧空気によるドームの加圧を行う工程(工程12)
- (P) 逆洗排出弁9を開き管板11もしくは管板11の下部まで空気圧により廃液を排出する工程(工程13)
- (Q) 加圧空気弁2及び逆洗排出弁9を閉じ、管板ベント弁5、ドームドレン弁3及び水入口弁7を開いて管板下まで液張りを行う工程(工程14)
- (R) 管板ベント弁5を閉じてドームドレン口もしくはドームドレン口の下部まで液張りを行なう工程(工程15)
- (S) ドームドレン弁3及び水入口弁7を閉じ、空気スクラッピング弁8、管板ベント弁5及び加圧空気弁2を開いて管板上の液を押し出しながら液位が管板に達するまで空気スクラッピングを行う工程

(例) 加圧空気弁2を閉じ管板下の液中に空気を送りながらスクラビングを続行する工程

3 発明の詳細な説明

〔産業上の利用分野〕

本発明は、中空糸膜を用いて原子力発電所等で発生する放射性廃液或いは原子炉における復水を浄化する際の中空糸膜の逆洗方法に関するものである。

〔従来の技術及びその問題点〕

従来、放射性廃液或いは復水から懸濁物質を除去する場合、プリコートタイプのフィルターが使用されている。このプリコートタイプのフィルターを用いる場合、フィルターが目詰りが生じて差圧が一定値以上（例えば1.5～2 kg/cm²以上）に達した時点で逆洗を行っているが、逆洗廃液中にはフィルターで捕捉された懸濁物質以外にプリコート材自体も二次廃棄物として混入されて来るため、廃棄物量が多くなり、廃棄物管理上好ましいものではなかつた。

このような問題点を解決するために、二次廃

(工程1)においては、被処理液入口弁6及び処理液出口弁4を開き、処理液導入管から中空糸膜浄水器に処理水を導入し、浄水器中に備えられた複数の中空糸膜束の中空糸の外側から内側に浄過され、浄過水は中空糸の上端部から管板13上のドーム中に引き出され、次いで処理液出口弁を経て浄水器から引出される。懸濁物が中空糸膜の外壁に付着して差圧が一定の値或いは差圧上昇度が一定の値以上になつた場合、被処理液入口弁及び処理液(浄過水)出口弁を閉じて浄過装置の運転を停止する(工程2)。ついでドームドレン弁(3)及び加圧空気弁(2)を開き、ドームドレン管の高さまでドーム中の液を排出し(工程3)、ついでドームドレン弁のみを閉じた後(工程4)逆洗排出弁9を開き、ドーム中の液を管板の高さまで一気に排出させることにより中空糸膜の逆洗を行ない(工程5)、ついで加圧空気弁2を閉じドームドレン弁3及び管板ベント弁5を開いて、ドーム内を常圧とした後空気スクラビング弁8を開き、該弁を通じ

棄物の発生量の極めて少ない中空糸膜フィルターを使用して浄過する方法が採用されて来ている。中空糸膜フィルターを用いて浄過する場合、中空糸膜外面で懸濁物質を浄過し、懸濁物質の付着量が多くなり差圧が一定の差圧となつた場合、或いは所定の差圧上昇度に達した場合逆洗を行なうが、この逆洗により膜面の汚れの進行を極力抑える必要がある。

即ち、膜面の汚れが著しいと中空糸膜自身が再生不能となり廃棄処分しなければならなくなるため、廃棄物の低減という観点及び経済性から好ましくない。

〔発明の目的〕

本発明は、中空糸膜の寿命を延ばすために、有効な逆洗方法を提供することを目的とする。

〔発明の構成〕

本発明は、特許請求の範囲1及び2記載のとおりの中空糸膜の逆洗方法である。

先づ第1図に基いて従来の中空糸浄過膜の逆洗方法を説明する。従来、中空糸膜浄過工程

て浄過器中に空気を送り気泡によるスクラビングにより中空糸膜の外側に付着している懸濁物質を更に剝離した後、逆洗排出弁を開いて浄過器中の水を排出し(工程19)、ついで逆洗排出弁9を閉じ、水入口弁7及び管板ベント弁5を開き弁7を經由して管板下液振りを行ない(工程20)、ついでドームドレン弁3と管板ベント弁5を閉じて上部胴液張り(工程21)を行ない、上部胴部を清水とした後(工程22)被処理液入口弁及び処理液(浄過水)出口弁を開いて浄過を再開する方法が採用されていた。

本発明は、中空糸膜の汚れがひどいとき、特に中空糸のバブルポイントが高く逆洗圧力を越えるため逆洗時(工程5)に空気が膜面を透過しない場合に有効な方法である。

特許請求の範囲1記載の発明は、加圧空気による中空糸膜の逆洗を行なう工程(工程5)に引続き、2つの強制的なスクラビング工程を組み込んだ点において前記従来の方法とは異なるものである。

即ち工程4を終つた後逆洗排出弁9を開き、
 伊過器中の水を一気に排出させて中空糸膜の逆
 洗を行つた後(工程5)、この際発生する廃液量
 を少なくするため管板下の液は全面をブローし
 ない程度に排液し、ついで逆洗排出弁9を閉じ、
 ドームドレン弁3、管板ベント弁5及び水入口
 弁7を開き、水入口弁7より水(この水は復水
 又は純水あるいは被処理水そのものでよい)を
 伊過器に供給し、管板下まで液張りを行つた後
 (工程6)、ついで管板ベント弁5を閉じドームド
 レン口もしくはドームドレン口下部まで液張り
 を行つた後(工程7)、ドームドレン弁3、水
 入口弁7を閉じ、空気スクラビング弁8、管板
 ベント弁5及び加圧空気弁2を開いて、管板上
 の液を押し出しながら液位が管板に達するまで、
 空気スクラビング弁を経て導入される空気によ
 る空気スクラビングを行つた後(工程8)。この工
 程においては、管板上の水を中空糸の内側から
 外側へ押し出しながら空気スクラビングが行わ
 れるので、より効果的に中空糸膜に付着してい

る懸濁物の除去を行なうことができる。ついで
 加圧空気弁2を閉じ、引き続いて空気スクラビ
 ング弁8を通じて導入される空気により約10
 ～20分間スクラビングを行つた後(工程8)。つ
 いで管板ベント弁5を閉じ逆洗排出弁9を開い
 て、スクラビング用空気を導入しながら管板下
 のスクラビングにより剝離された懸濁物を含ん
 だ液を強制的に排出させた後(工程10)、空
 気スクラビング弁8を閉じ、ドームドレン弁を
 開いて伊過器内の圧力を開放し(工程11)、
 以下従来法と同様に管板下液張り(工程12)、
 上部膜液張り(工程13)を行つた後再び被処
 理液の伊過を開始するものである。

上記のとおり、特許請求の範囲1記載の発明
 においては、管板下張り工程(工程6)、上部
 膜液張り(ドームドレン口までの)、及び該上
 部膜部の液を加圧下に押し出しながらスクラ
 ビングを行つた工程を付加したため、従来法に比
 し効率的に逆洗及びスクラビングを行なうもの
 である。

特許請求の範囲2記載の発明は、特許請求の
 範囲1記載の方法における第2回目のスクラビ
 ング工程9と工程11の間に更に、

空気スクラビング弁8を閉じドームドレン弁
 3及び水入口弁7を開いて管板下まで液張りを行
 行つた後(工程10)、管板ドレン弁5を閉じ
 てドームドレン口もしくはドームドレン口の下部
 まで液張りを行つた後(工程11)、ドーム
 ドレン弁3及び水入口弁7を閉じ加圧空気弁2
 を開いてドーム上部の加圧を行つた後(工程12)
 逆洗排出弁9を開き伊過器中の水を管板下まで
 排出する工程(工程13)、加圧空気弁2及び
 逆洗排出弁9を閉じ、管板ベント弁5、ドーム
 ドレン弁3及び水入口弁7を開いて管板下まで
 液張りを行つた後(工程14)管板ベント弁5
 を閉じてドームドレン口もしくはドームドレン
 口の下部まで液張りを行つた後(工程15)、
 ドームドレン弁3及び水入口弁7を閉じ、空気ス
 クラビング弁8、管板ベント弁5及び加圧空気
 弁2を開いて管板上の液を押し出しながら液位

が管板に達するまで空気スクラビング弁を経て
 導入される空気による空気スクラビングを行つ
 行つた後(工程16)及び加圧空気弁2を閉じ引き
 続いて空気スクラビング弁8を通じて導入され
 る空気により約10～20分間スクラビングを行
 行つた後(工程17)の一連の工程の組み合わせ
 (工程10乃至工程17の組み合わせ)を一
 組みとして、一組みまたはそれ以上を組み込
 んだものであつて、特許請求の範囲1記載の発
 明に比しより逆洗を完全に行なうものである。

〔発明の効果〕

本発明は、逆洗と同時にスクラビングをも行
 行つた後(工程8、10)を中空糸膜伊過器の逆
 洗工程に組み込むことにより剝離性の悪い中空
 糸膜に付着した懸濁物質の除去を有効に行つ
 ことができる。

4. 図面の簡単な説明

第1図は本発明方法を説明するためのフロー
 図である。

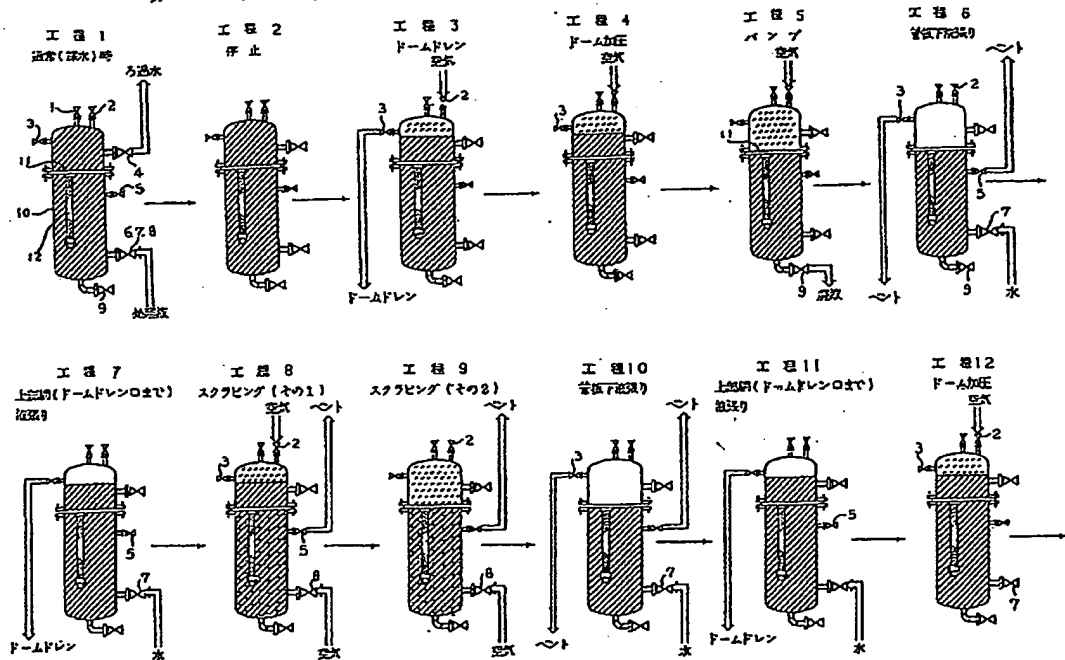
1…ベント弁、2…加圧空気弁、3…ドームド

レン弁、4…処理液(汚過水)出口弁、5…管板ベント弁、6…被処理液入口弁、7…水入口弁、8…空気スクラビング弁、9…逆洗排出弁、10…汚過装置、11…管板、12…中空糸膜束

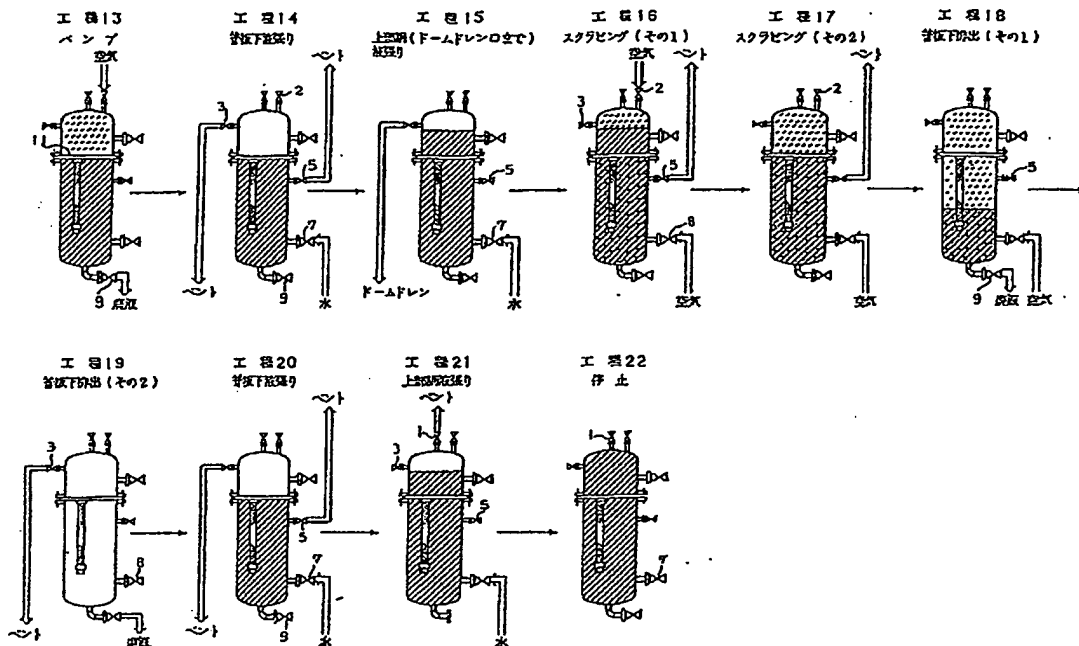
特許出願人 株式会社 荏原製作所
 代理人 中本 宏
 同 井上 昭
 同 吉 嶺 桂

図面の符号(内容に変更なし)

第1図(7/1)



第1図(その2)



手 続 補 正 書 (方式)

昭和61年4月4日

特許庁長官 宇 賀 道 郎 殿

1. 事件の表示 昭和61年特許願第3415号
2. 発明の名称 中空糸フィルタの逆洗方法
3. 補正をする者
 事件との関係 特許出願人
 住 所 東京都大田区羽田旭町11番1号
 名 称 (023) 株式会社 荻原製作所
 代表者 島 山 清 二
4. 代 理 人 〒105
 住 所 東京都港区西新橋3丁目15番8号
 西新橋中央ビル302号 電話(437)-5467
 氏 名 弁理士(7850) 中 本 宏
 (ほか2名)
5. 補正命令の日付 昭和61年3月5日(発送日:昭和61年3月25日)
6. 補正の対象 (1) 図 面
7. 補正の内容 別紙のとおり